

## 休眠預金等活用法に係る異動事由について

預金種類		当行が認可を受けた異動事由				法定の異動事由
		通帳または証書			複数商品に係る 異動事由※2	休眠預金等活用法 施行規則第4条第2項
		発行	記帳※1	繰越		
1	当座勘定					①払戻し ②預入れ ③振込みの受入れ ④振込みによる払戻し ⑤口座振替その他の事由による預金額の異動（当行からの利子の支払を除く） ⑥手形または小切手の提示その他第三者による支払の請求 ⑦預金者等による休眠預金等活用法の公告対象となっている預金の情報提供の求め
2	普通預金	○	○	○		
3	貯蓄預金	○	○	○		
4	定期積金	○				
5	通知預金	○	○	○		
6	納税準備預金	○	○	○		
7	定期預金 （共通規定）	○	○	○		
8	積立型定期預金 （共通規定）	○	○	○	○	
9	総合口座	○	○	○	○	

※1 記帳すべき取引がなかった場合を除きます。

※2 各積立型定期預金規定、総合口座取引規定にもとづく他の預金について、いずれかの異動事由が生じた場合が該当します。